

託送供給等約款の認可について

平成27年12月18日
北陸電力株式会社

当社は、本日、経済産業大臣に平成28年4月1日を実施日とする託送供給等約款※の認可を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、本年7月、経済産業大臣に平成28年4月1日を実施日とする託送供給等約款の認可申請を行いました。
(平成27年7月29日お知らせ済み)

申請内容については、「電力取引監視等委員会」において審査され、12月11日に審査方針が示されるとともに、同査定方針に基づき、速やかに補正申請を行うよう指示文書を受領しました。
(平成27年12月11日お知らせ済み)

当社は、上記指示を受け、本日、経済産業大臣に対し補正申請を行い、託送供給等約款の認可を受けました。

今回認可された託送供給等約款の概要および具体的な託送料金単価は、別紙のとおりです。

なお、今回の託送供給等約款の認可申請に伴う小売料金の変更はありません。

添付資料：別紙1 認可された託送供給等約款の概要
別紙2 主要料金単価表

※託送供給等約款

新電力や当社以外の電力会社等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの

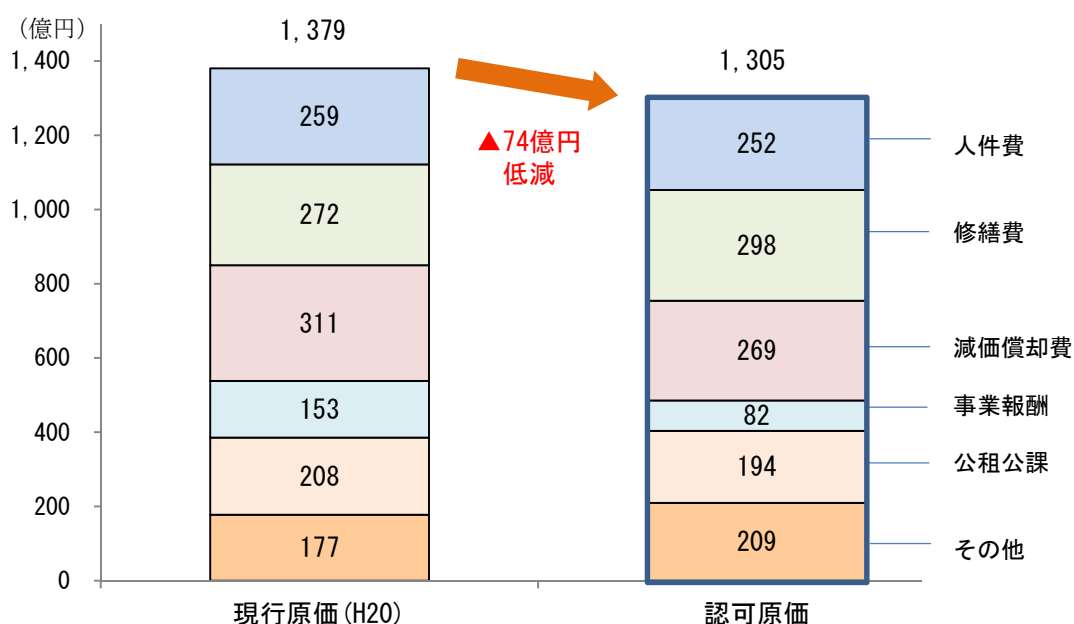
以 上

認可された託送供給等約款の概要

1. 託送料金原価

本年 12 月 11 日に経済産業省から示された査定方針を反映した結果、託送料金原価（平成 28 年度～30 年度平均）は 1,305 億円（申請原価 1,353 億円から▲48 億円）となり、現行の原価（平成 20 年度）対比で▲74 億円低減しました。

【認可を受けた託送料金原価の内訳】



注 1) 現行原価は、低圧託送の設定がないため、低圧まで含めた原価額を記載

注 2) 認可原価は、原価算定期間（平成 28～30 年度）の年平均値を記載

注 3) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

2. 低圧向け託送料金の新設および高圧・特別高圧向け託送料金の見直し

平成 28 年の電力小売全面自由化に伴い、低圧で電気の供給を受けるお客さまも自由化対象となることから、今回、新たに低圧向け託送料金を設定しました。

今回、認可を受けた低圧向け託送料金は、平均で 1kWh あたり 7.81 円となります。また、高圧向けは平均で 1kWh あたり 3.77 円、特別高圧向けは平均で 1kWh あたり 1.83 円となります。

（具体的な託送料金単価は、別紙 2「主要料金単価表」参照。）

3. インバランス制度の見直し

託送供給においては、送配電設備の利用に係る託送料金のほか、発電と需要を一致させられなかった場合等に生じる電気の過不足を、当社の送配電部門が調整する「インバランス制度（補給と購入）」という制度を設けています。

今回、このインバランス制度について、各種法令の改正や国の審議会における議論の内容を踏まえ、計画値同時同量制度の導入やその適用単価に卸電力取引所における市場価格に連動させることとしています。

4. 近接性割引制度の見直し

現行においても電気の潮流状況が改善されるエリアに設置した発電設備を利用する場合、託送料金を割り引く「近接性評価割引」を設定しておりますが、各種法令の改正や国の審議会における議論の内容を踏まえ、低圧電源も割引対象へ追加するとともに、割引の対象地域を細分化しています。

以 上

【主要料金単価表】

1. 接続送電サービス料金

(単位：円)

契 約 種 別			単 位	料 金 単 価 (消費税等相当額含む)		
				新 単 価	旧 単 価	
低 圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10W まで	1 灯	31.88	—
			10W をこえ 20W まで	1 灯	63.76	—
			20W をこえ 40W まで	1 灯	127.52	—
			40W をこえ 60W まで	1 灯	191.28	—
			60W をこえ 100W まで	1 灯	318.79	—
			100W をこえる 100W までごとに	1 灯	318.79	—
	電灯定額 接続送電 サービス	小型 機器 料金	50VA まで	1 機器	95.22	—
			50VA をこえ 100VA まで	1 機器	190.45	—
			100VA をこえる 100VA までごとに	1 機器	190.45	—
	電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	167.40	—
			SB (※1)・主開閉器契約	1 kVA	129.60	—
			電力量料金	1 kWh	6.89	—
	電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	167.40	—
			SB (※1)・主開閉器契約	1 kVA	129.60	—
		電力量料金	昼間	1 kWh	7.47	—
			夜間	1 kWh	6.11	—
	電灯従量接続送電サービス (※2)			1 kWh	9.63	—
	動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	453.60	—
			主開閉器契約	1 kW	329.40	—
			電力量料金	1 kWh	5.15	—
動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	453.60	—	
		主開閉器契約	1 kW	329.40	—	
	電力量料金	昼間	1 kWh	5.57	—	
		夜間	1 kWh	4.59	—	
動力従量接続送電サービス (※2)			1 kWh	12.59	—	
高 圧	高圧標準 接続送電サービス	基本料金	1 kW	583.20	583.20	
		電力量料金	1 kWh	2.18	2.22	
	高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金	昼間	1 kWh	2.43	2.46
			夜間	1 kWh	1.88	1.89
	高圧従量接続送電サービス (※2)			1 kWh	11.74	11.77
	ピークシフト割引 (※3)			1 kW	▲495.72	▲495.72
特 別 高 圧	特別高圧標準 接続送電サービス	基本料金	1 kW	426.60	421.20	
		電力量料金	1 kWh	1.18	1.17	
	特別高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金	昼間	1 kWh	1.27	1.27
			夜間	1 kWh	1.05	1.04
	特別高圧従量接続送電サービス (※2)			1 kWh	8.18	8.07
	ピークシフト割引 (※3)			1 kW	▲363.96	▲358.56

(※1) SB (サービスブレーカー) とは、電流制限器またはその他適当な電流を制限する装置のことを指します。

(※2) 自己等への電気の供給 (自己託送) を希望されるときに適用します。

(※3) 需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力について、1年間を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議が整った場合に適用します。

2. 近接性評価割引

(単位：円)

	単位	料 金 単 価 (消費税等相当額含む)	
		新 単 価	旧 単 価
受電電圧が標準電圧 6,000 ボルト以下の場合	1 kWh	▲0.45	高圧・特別高圧 ともに ▲0.01
受電電圧が標準電圧 6,000 ボルトをこえ 140,000 ボルト以下の場合	1 kWh	▲0.26	
受電電圧が標準電圧 140,000 ボルトをこえる場合	1 kWh	▲0.13	

・近接性評価地域（下記参照）に立地する発電場所における発電設備を維持し、および運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいいます。

近接性評価地域：富山県7市町村（富山市・高岡市・魚津市・滑川市・砺波市・舟橋村・入善町）

・なお、平成28年3月31日までに接続供給に係る電気を発電する発電場所で、旧近接性評価地域（下記参照）に立地し、かつ、受電電圧が標準電圧6,000ボルト以上の発電場所については、当分の間、受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合の近接性評価割引単価を適用いたします。

旧近接性評価地域：富山県8市町村（氷見市・黒部市・小矢部市・南砺市・射水市・上市町・立山町・朝日町）